

令和 3 年 7 月 1 3 日
道路局 路 政 課
道路交通管理課

限度超過車両の新制度の運用の詳細を決定しました

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）に創設された「限度超過車両の新たな通行制度」について、令和 4 年 4 月 1 日から運用を開始することとし、運用に先立ち、手数料や必要な手続等の詳細を決定し、公表いたしました。

1. 概要

<車両制限令の一部を改正する政令（改正車限令）関係>

車両の登録や通行可能経路の確認に関する手数料を定める改正車限令が、7 月 6 日に閣議決定され、7 月 9 日に公布されました。

※ 政令の内容は 7 月 6 日発表のとおり（https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001468.html）

<道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（特車省令）関係>

限度超過車両の通行に係る手続及び指定登録確認機関の指定の申請に必要な手続等について定めた特車省令が、7 月 9 日に公布されました。

<政令関連告示関係>

改正車限令で定めた通行可能経路の確認に関する手数料のうち、出発地及び目的地が一の都道府県の区域内におさまる場合の手数料の特例を定めた告示が、本日公布されました。

2. スケジュール

公布日：令和 3 年 7 月 9 日（金）（改正車限令、特車省令）

令和 3 年 7 月 1 3 日（火）（政令関連告示）

施行日：令和 4 年 4 月 1 日（金）（改正車限令、特車省令、政令関連告示）

（別添参考資料）

- （参考①）物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設について
- （参考②）新たな確認制度の手数料について
- （参考③）通行可能経路の確認方法について
- （参考④）特殊車両通行制度の比較について

問い合わせ先

国土交通省 代表番号：03-5253-8111

F A X：03-5253-1616

道路局 路 政 課 山内、伊賀本、田原
道路交通管理課 山口、田中

（内線：37333、37334 直通：5253-8480）
（内線：37436、37414 直通：5253-8483）

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入

道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設
(公布:令和2年5月27日 施行:令和4年4月1日)

特殊車両の通行手続

導入する新制度

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理

車両の登録 (1回のみ)

入力情報

車両情報

ETC2.0

重量の
把握方法

経路の検索(確認請求) (ウェブでいつでも検索可能)

入力情報

発着地

~~経路~~

重量

即時

通行可能な経路を回答(ウェブ上で即時に地図表示)



通行

(回答を受けた経路を通行可)

- ・取締基地における取締り
- ・WIMIによる取締り

- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

現行(許可)制度

申請 (1経路毎)

申請内容

車両情報

発着地

経路

重量

審査

協議(地方公共団体)

※手作業

決裁・許可証発行

許可(申請した1経路のみ)

通行

(許可を受けた1経路を通行可)



取締基地における取締り



WIMI(自動計測装置)による取締り

事業者の手続

行政の手続

実際の
通行

通行時/通行後

※国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることが可能

新たな確認制度の手数料について

登録の手数料

申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)

確認の手数料

確認1件につき 600円

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

○申請者の多様なニーズに対応するため、検索範囲を限定した確認方法にも対応

【検索範囲を都道府県内に限定して確認する場合】

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。(主要道路＝重要物流道路・大型車誘導区間)

※接続する都道府県を同時に確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)

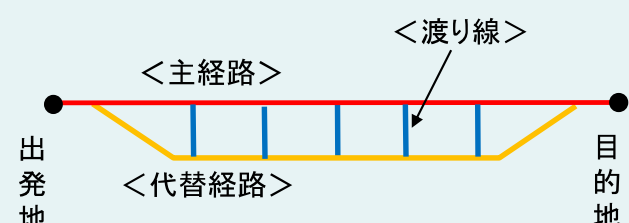
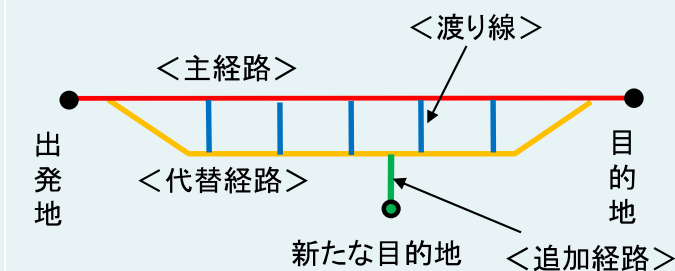
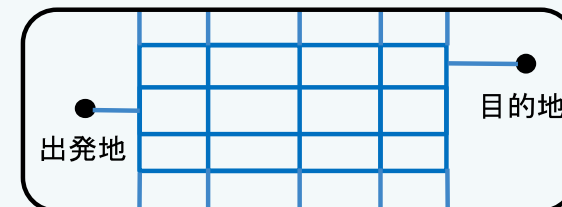
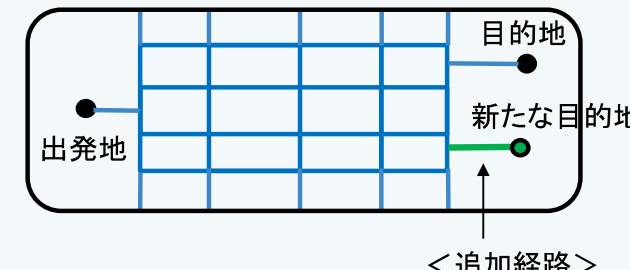
【一度確認した経路に追加して経路を確認する場合】 (※目的地や経由地の追加等を想定)

確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

通行可能経路の確認方法について

通行可能経路の確認方法は、①経路検索 と ②マップ検索(都道府県単位) があり、利用者の通行形態に応じて選択可能。
さらに、一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能。

確認方法	内 容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
経路検索※	○ 出発地から目的地までの 主経路 と 代替経路 (それぞれ双方向)を確認 ○ 主経路・代替経路をつなぐ 渡り線(双方向)もあわせて確認		
マップ検索※ (都道府県単位)	○ 出発地、目的地を含む 都道府県内の道路網を確認		

※ いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

特殊車両通行制度の比較について

新たな確認制度は、現行許可制度と比較して、**使い勝手が良い（早い、簡単、便利）** 手続き となっている。
 現行許可制度 1経路 200円 ⇒ 新たな確認制度 1件（主経路・代替路・渡り線） 600円

現行許可制度

- 審査に時間がかかる
[申請から許可まで約30日※]
- 申請手続きが煩雑
[申請者が経路を細かく指定]
[申請の都度、車両諸元を入力]
- 許可経路が固定的
[1経路（片方向）ごとに許可]



- すべての道路、すべての車両に対応

許可の手数料
 1経路につき 200円
 （道路管理者が複数にまたがる場合）

※令和元年度実績

新たな確認制度

- 早い**
[オンラインシステムで即時に確認]
- 簡単**
[システムが自動的に経路を検索]
[車両登録は初めの一回だけ]
- 便利**
[複数経路（双方向）を一度に確認]



※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に

- 情報が電子データ化された道路、登録基準値内の重量・寸法の車両に対応

確認の手数料
 1確認につき 600円
 （基本検索の場合。別途、登録手数料が必要）